

## 復興支援フォーラムニュース No. 122

(URL <http://www5a.biglobe.ne.jp/~tkonno/FK-forum.html>)

<事務連絡先> 今野順夫 (tkonno67@gmail.com)

=====  
【第120回ふくしま復興支援フォーラム/2017年12月21日】

### 震災—見えない被害—思いをことばに託して

二階堂 晃子

#### 1、語り部たらん

「生きている声」 「こんな死なせ方をして」 「双葉町両竹の兄」  
「浪江町の教え子」 「地図が亡くなった」 「書付」

#### 2、置き去りにされたふるさと

「風の集落」

#### 3、見えない軋轢

「学校」

#### 4、実情の理解を広げたい

「福島双葉町の小学校と家族」 「非日常の始まり」

#### 5、応援してくれる人々

「ぶっしあわせ」 「体育館の3. 11」 「ご支援に感謝」

#### 6、6年目に初めて押し寄せてきた思い

「風の声」

#### 7、私の課題

「復興のいしじ」



## ＜第119回ふくしま復興支援フォーラムでのご意見等＞

12月13日、福島駅前A O Zで、第119回ふくしま復興支援フォーラムを開催しました。雪の降る中、42名の市民が参加していただきました。

渡邊純弁護士（「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発事故被害弁護団）から、「生業訴訟第一審判決について ～集団訴訟で何が明らかになりつつあるか～」をテーマに報告をいただきました。1時間近くの熱心な質疑応答がありましたが、文書によるご意見等が、会場で提出されました。以下に、ご紹介します。

~~~~~

★ 生業訴訟の第一審判決の意義、今後の見通し、課題等について、わかりやすく、まとめてお話しいただき、ありがとうございました。渡邊弁護士ご自身の背景や思いについてもお話が伺えてよかったです。(E.F)

★ 生業裁判の内容の詳細と持っている意義がよくわかりました。平穏生活権は、憲法の全体を反映したものと思いますが、大きくまとめて認めたことは、今後の様々な裁判でも生かされると思いました。ありがとうございました。(M.S)

★ 生業訴訟について、詳しく知らない事があまりに多く、仕事上、組合員（医療生協）の方々と話す際にも分からない事が多かった。今回、大まかな話をとても分かりやすく話していただき、理解がすすんだと思います。今、山木屋地域を仕事で担当していますし、復興住宅等で浪江や飯館の方々と話をしていますと、これからどう生きるか、という話が多く出されます。それはそれで大事なのですが、国と東電の責任を問う事は彼らからは話として出されません。あきらめている事、当事者自身が忘れかけている事、いろいろあると思います。でも忘れてはいけません。現憲法を守る活動も含め、国民運動としてもりあげていかねばなりません。(S.M)

★ 弁護士の方のお話で、裁判の基本的なことが分かりました。今後、研究を頑張りたいと思います。(T.A)

★ 今後、すすめられる裁判について、私たちがどのような運動をしていったらよいのかという視点を考えさせられた、よい講演でした。(K.S)

★ 「原状回復できない原発」をつくった東電は、「敷地の外に出てしまったものは、自分の物ではないから知らない」と言っていましたが、慰謝料を払うつもりはあるのでしょうか？慰謝料を払うとしても、結局は税金から払うことになるのかなと思います。加害者意識は国（政府）の方でも、東電の方でも薄いのではないのでしょうか？慰謝料が低く抑えられると、「またやるな、これは・・・」と思います。また、そのうち原発事故が起こるのではないのでしょうか？(S.S)

★ ○最終処分場が無いなかで、汚染水タンクが劣化し、海を汚染するなかで、何をなすべきか？、何をしているのか？、大きな疑問です。裁判とカネの問題でしょうか。○健康被害では、ストロンチウムが大きいのに、無視しているように感じます。(M.T)

★ 震災直後に「われわれは微力だが無力ではない」とおっしゃっていた渡邊先生が、福島の人々の平穏な生活を守るために、ずっと尽力してたたかってこられたことに感銘を受け、感謝の気持ちでいっぱいです。公害訴訟と運動の関わりから、私達が何をしなくてはならないのか、教えられました。「われわれは負けないんだ。なぜなら勝つまでたたかうから」。名言でした。(A.M)

★ 裁判闘争の複雑を改めて知りました、またその大切さも知りました。(K.S)

★ 生業訴訟に込められた渡邊弁護士の「当事者」としての想いが強く伝わってきました。「風化」は自分自身の問題でもあると思います。(H.S)

★ ご多忙の折、生のお話をいただき感謝しております。(K.F)

★ 原発事故に対する訴訟に直接関わられて弁護士のお考えの根幹を直接伺い、この裁判の難しさ、意義、成果、課題等について概略を知ることができたことは、大変有意義であった。(S.S)

★ 弁護団の視点から判決をどう感じているのかが分かり、非常に勉強になった。生業弁護団と千葉弁護団の協働といった、裁判の裏での動きが理解できてよかった。原状回復請求についても、控訴審で追求されると伺って、今後の動向を注視したいと思った。

★ (1)#119フォーラム開催・発表有難うございます。(2)今回の災害では、生業(なりわい)訴訟の中に、①基本的人権の復活、②幸福追求権の復活、③最低福祉の復活も入っている事も期待します。(3)同じく今回の災害では、震災関連死3000名超えと、とてつもない精神的被害に対する訴訟はどうなっているのでしょうか。(4)最後におっしゃられた市民・国民が声を発信しないといけないとのお話は、肝に銘じて今後の復興支援に生かしたいと思います。(T.S)

★生業訴訟の意図するところ、裁判の判断枠組、原発事故のメカニズムに到るまで、誰が聞いてもわかりやすく、平易に、すっと理解できる講演でした。判決までの積み重ねの大きさを感じさせられました。そして、この問題について語る弁護士・学者が、残念ながらしばしばみられる、我々が聴いた時の違和感、雑味というものがない。それは冒頭に述べられたとおり、渡邊弁護士御自身が、当事者としてのバックボーン、気持を有しておられるところが大きいのではないかと。これからも弁護団、また弁護士会等の活動をリードして、ご活躍ください。

~~~~~

★★★【報告者の渡邊純さんから、コメントをいただきました。】★★★

法学を含む諸分野の研究者の先生方や尊敬する弁護士の先生方もご出席されている中で、雑駁な話を長時間させていただくというのは、率直に言ってかなりしんどい経験でしたが、様々な角度からの質疑によって、訴訟の意義・成果と今後の課題をさらに深めることができたのではないかと思います。目に見えにくい被害にどのように向き合いどのように訴えるか、また、国と東電の責任を追及していくことの意味がどこにあるのか、これからも自分に問いかけながら、息の長いたたかいを継続していきたいと考えています。

◆◆◆◆【会場カンパありがとうございました】◆◆◆◆

第119回ふくしま復興支援フォーラム（12月13日）の会場で、カンパ3,000円をお寄せいただき、ありがとうございました。ご報告とともに、御礼申し上げます。（今野）

▽▽▽▽▽▽▽▽▽▽▽▽▽▽▽▽▽▽▽▽▽▽▽▽▽▽▽▽▽▽

【会計報告】（2017.12.13現在）

第1期（～2015.9）累計 収入214,746円 支出207,640円 残（繰越）7,106円

第2期（2016.10.27～）

「収入」（2017.12.4までの累計） 93,156円 （第1期 繰越 7,106円含む）

会場カンパ(2017.12.13) 3,000円

計 96,156円

「支出」2017.11.30まで 累計 75,740円

計 75,740円

「残金（現在高）」 2017.12.13 20,416円

▽▽▽▽▽▽▽▽▽▽▽▽▽▽▽▽▽▽▽▽▽▽▽▽▽▽▽▽▽▽

<予告> 第121回 「ふくしま復興支援フォーラム」

日時 2018年1月18日(木) 18時30分～20時30分

テーマ 「福島大学食農学類(仮称)の設置準備の状況について  
— 福島の食と農への貢献をめざして —」

報告者 荒井 聡 氏（福島大学教授、農学系教育研究組織設置準備室 副室長）

会場 福島市アクティブシニアセンター「AOZ(アオウゼ)」  
大活動室1 MAXふくしま4F(福島市曾根田町1-18)  
\*入場無料、予約不要

（荒井氏は、1957年・会津若松市生まれ。東北大学大学院農学研究科博士後期課程単位取得、博士（農学）。南九州大学園芸学部教授、岐阜大学応用生物科学部教授などを経て、2017年4月より現職、岐阜大学名誉教授。〈専門〉農業経営学、地域農業論。

近著に『米政策改革による水田農業の変貌と集落営農』、筑波書房、2017年(2017年度食農資源経済学会学術賞受賞)などがある。）

